



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

平成18年

たきざわ

12月15日号

No.693

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼 55 番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp> ○i モード URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/i>

滝沢村観光写真コンクール作品を募集しています

◎題 材

○課題部門

初詣で、チャグチャグ馬コ初詣で、成人式、出初め式、相の沢歩くスキー教室など、村内で冬に行われる行祭事や冬ならではの風景

○自由部門

山、川、高原、牧場、溪谷、湖沼、名所、旧跡など、村内の観光地の紹介に関するもの

◎作 品

カラープリント四つ切り（四つ切りワイドでも可）のみ、(デジタル作品可)

◎賞

最優秀賞1点（賞状、賞金5万円、副賞※課題、自由部門から1点）、優秀賞各部門1点（賞状、賞金3万円、副賞）、入選各部門2点（賞状、賞金1万円、副賞）、佳作10点（賞状、賞金3千円、副賞※課題、自由部門から10点）

◎審査基準 単に写真の優劣だけではなく、村の観光宣伝を進めていく上で、役立つようなものを選定します。

◎撮影期間 平成18年2月1日～19年1月31日の期間内に撮影したもの

◎その他

- ・応募作品は各部門ごと一人5点までとします。
- ・作品は未発表のものに限ります。
- ・入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。入賞作品はパンフレットやポスターなどに使用される場合があります。
- ・応募作品は原則として返却しません。入賞作品以外の応募作品は、希望者に返却しますが、送料をご負担していただきます。

■応募先・問い合わせ

応募作品には、部門名、題名、氏名、年齢、住所、職業、電話番号、撮影年月日、撮影場所などを記入し、平成19年2月9日（金）までに、滝沢村観光協会（〒020-0192 鶴飼字中鶴飼 55 滝沢村役場 商工観光課内 内線267）に応募してください。



昨年度の最優秀賞作品「早朝のひととき」

年末年始の窓口 役場の窓口は12月28日まで

役場は十二月二十九日（金）から一月三日（水）まで休みに入ります。

印鑑証明書や戸籍謄本・抄本、住民票の写し、納税・課税・所得・資産証明書などが必要とする人や、住所異動の届け出をする人は、二十八日（木）までに手続きをしてください。出生や死亡、婚姻届などの戸籍届は、休みの間も受け付けします。

○患者輸送車は：

患者輸送車は十二月二十九日（金）から一月三日（水）まで運休になります。

■健康推進課（内線145）

○湖山図書館は：湖山図書館は十二月二十八日（木）から一月四日（木）まで休館します。

休館中は図書の貸し出しやインターネット端末の利用、閲覧室の利用はできませんのでご了承ください。なお図書の返却にのみ返却ポストをご利用ください。

2222
■湖山図書館（☎6871）

イベントステージ出演 応募お待ちしております

平成19年2月3日～12日に開催される岩手雪まつり会場内のイベントステージでパフォーマンスを披露しませんか。

▶出演日時

2月3日(土)～12日(月)のうち10日(土)を除くいずれかの日で、午後5時～午後7時半の間 20分以上

▶出演内容・資格

ダンス、お笑い、歌、楽器演奏などジャンルは問いません。どなたでも出演できますが、事前の書類審査があります。

▶申込締め切り 1月10日(水) 必着

▶申し込み・問い合わせ

詳しくは岩手雪まつり実行委員会事務局(小岩井農場まきば園内 ☎692-4321)にお問い合わせください。

県社会福祉審議会委員 委員の一部公募します

審議会に出席し、社会福祉に関する事項について意見を述べて審議していただく、県社会福祉審議会委員を公募します。

▶任期

平成19年2月1日から20年1月31日まで

▶募集要件・人数

①県内に住所を所有する満20歳以上の人(公務員や社会福祉事業などに従事している人は除きます)、②盛岡市で開催する審議会に年1回～数回出席できる人 1人

▶募集期間 19年1月12日(金)まで

▶申し込み・問い合わせ

応募方法など詳しくは岩手県保健福祉部保健福祉企画室(☎629-5412)にお問い合わせください。

室小路地区の民生児童委員 (欠員分) が決まりました

3人のうち1人が欠員となっていた室小路地区の民生児童委員に、佐藤光夫さん(滝沢字室小路186-4)が就任しました。任期は平成19年11月30日までです。

民生児童委員は、社会福祉に熟意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱されています。一定の区域を担当し、地域で生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じ、助言や調査などを行っています。

■問い合わせ

民生児童委員の担当区域など、詳しくは福祉課(内線137)にお問い合わせください。

雪まつりの雪像を作る ボランティアを募集中

村と村観光協会では、村のイメージアップを図るため、毎年岩手雪まつりに雪像を出展しています。雪像制作ボランティアとして一緒に祭りを盛り上げませんか。

▶活動日時

19年1月27日(土)、28日(日) 午前10時～午後3時(どちらか1日でも可)

▶場所

雫石町 小岩井農場まきば園 まきば園入り口集合

▶募集人数 各日とも20人程度

▶作業内容 雪像本体の削り出し工程

▶その他

参加した皆さんのお名前を希望により掲示する予定です。

▶申し込み・問い合わせ

1月22日(月)までに商工観光課(内線263)にお申し込みください。

元気アップ教室を開催 参加者募集しています

健康づくりを目的とした教室です。お気軽にご参加ください。

▶日時・内容

平成19年1月15日(月) 軽スポーツ、1月29日(月) ヨガでしなやかな身体づくり 両日ともに午前10時～10時20分受け付け(教室は午前10時半～正午)

▶会場 村総合公園体育館

▶講師 村体育協会職員・運動指導者

▶対象

村内にお住まいの人(通院治療中の人は、主治医と相談の上参加ください)

▶定員 30人(先着順)

▶持ち物など

健康手帳、運動できる服装、室内用運動靴、飲料水

▶申し込み・問い合わせ

15日の教室は1月12日(金)までに、29日の教室は1月26日(金)までに健康推進課(内線144)にお申し込みください。

冬休み子ども映画会に 気軽にお越しください

▶日時・場所

平成19年1月11日(木) 午前10時半～正午・村公民館

▶内容・入場料

アニメ上映「十二支のはじまり」「ジャングル大帝～赤い翼」「竹取物語」・無料

▶問い合わせ

村立湖山図書館(☎687-2222)

二人でお得な入浴券を 滝沢村観光協会で販売

いわて湯雪王国実行委員会は、皆さんにもっと温泉施設を利用していただくため「ふたりde入浴券」を販売しています。本年度から「お山の湯」でも利用できるようになりました。

▶販売期間

平成19年3月30日(金)まで

▶販売価格

1枚800円(二人で利用できます)

▶販売場所・問い合わせ

滝沢村観光協会(村商工観光課内 内線265、267)で販売しています。利用可能な温泉施設など詳しくはお問い合わせください。

赤ちゃんを迎える準備 両親学級を開催します

▶日時

平成19年1月28日(日) 午前9時半～9時45分受け付け

▶場所 滝沢ふるさと交流館

▶対象・定員

妊婦とパートナー(家族の皆さんも大歓迎です)・15組(先着順)

▶内容

助産師の話、沐浴実習、妊婦体験

▶持ち物 母子健康手帳

▶申し込み・問い合わせ

1月22日(月)までに健康推進課(内線145)にお申し込みください。

農業委員会委員選挙人名簿の登録 申請書は1月10日までに提出を

村選挙管理委員会では、農家の皆さんからの申請に基づき、平成19年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の登録を行います。

村に住所がある満20歳以上の人で、次の要件を満たす人が申請できます。

①10[㊦]以上の農地の耕作を営む人(他市町村にある農地のみの人も該当)

②①の人と同居している親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

③10[㊦]以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員(または社員)で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

対象となる世帯には12月下旬ころ申請書を郵送いたします。内容を確認して1月10日までに申請してください。

■問い合わせ

村選挙管理委員会(内線333)または村農業委員会事務局(内線214)



ことしも冬がやってきました 除雪作業にご理解とご協力を

ことしも雪が降り積もる季節になりました。村では一定量の積雪があったときなど、村道の通行に支障があるときは除雪作業を実施しています。効果的な除雪を行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■除雪基準

- 積雪が10センチに達したとき、または10センチ以上となることが明らかなき。ただし、積雪があっても日照による融雪が期待できるときは、除雪を行わない場合があります。
- わだち、吹き溜まりなどで、通行に障害が発生したとき。
- 主要交差点や山道などには、気温や状況に応じて凍結防止剤を散布します。

■除雪作業は次のような内容で行います

- 除雪は、各地区、主要車道（バス路線など）および主要歩道に業者を割り当てて実施します。（各地区の担当業者は、裏面のとおりです）
- 降雪の時間帯にもよりますが、作業は主に通勤通学時間を避けて夜間に実施する機会が多くなっています。主要路線については朝7時を完了の予定としていますが、これ以外の道路については、積雪量などの条件により完了が遅れる場合があります。
- 村では、除雪した雪は道路敷地内に置くこととしており、原則として雪の運び出しは実施しておりません。ご理解をお願いします。
- 地域の皆さんが村道に堆積した雪の積み込み作業をしてくださる場合は、村から小型トラックを派遣します。派遣を希望する場合は日程調整が必要ですので、お早めにご連絡くださいますようお願いいたします。
- 村では、いわゆる「私道」については除雪を実施しておりません。私道の管理は、その所有者や使用者によることが原則となります。ご理解をお願いします。
- ボランティアとしてご協力くださるかたには、村道に散布する凍結防止剤を配布します。なお凍結防止剤では道路上に厚く張った氷や降り積もった雪はとけませんのでご注意ください。

■円滑な除雪作業を行うためには各家庭のご協力が必要です

- 路上駐車は、除雪作業の支障となります。ご近所で声を掛け合って自粛をお願いします。
- 道路は路上に降り積もった雪だけでいっぱいになります。家屋敷地の雪は道路に出さないでください。
- 道路から宅地に乗り入れるための板（踏みかけ板）は、除雪作業で破損したり、通行人に当たったりする危険があります。降雪前に撤去をお願いします。
- 積雪により道路上に倒れる恐れのある生け垣や庭木は、あらかじめ枝の処理をするようお願いいたします。
- 屋根から道路への落雪は通行人の生命にかかわります。定期的な雪下ろしや、雪止めの設置など対策をお願いします。

■各家庭の雪捨て場に公園をご利用ください

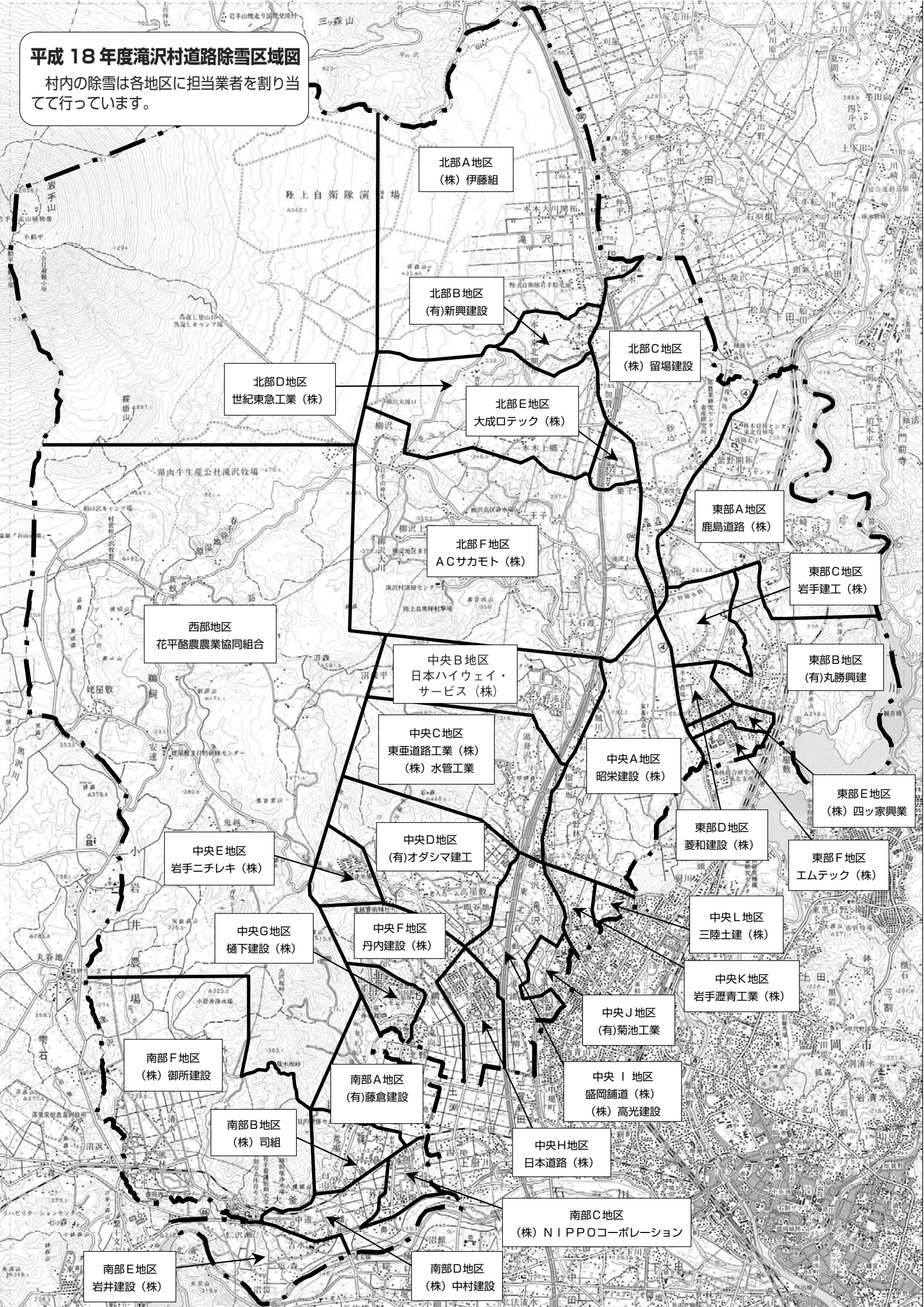
村が管理する公園のうち、村内各地にある小公園をご家庭の除雪の雪捨て場としてご利用できます。（事業所など大規模な場所からの雪捨て場についてはあらためてお知らせします）詳しくは河川公園課公園担当にお問い合わせください。

■問い合わせ

除雪作業については道路課（内線 245～248）、各家庭の雪捨て場については河川公園課（内線 231）にお問い合わせください。

平成 18 年度滝沢村道路除雪区域図

村内の除雪は各地区に担当業者を割り当てて行っています。





平成18年度上半期の 村の財政状況をお知らせします

村では、条例に基づいて年2回（5月と11月）に財政の運営状況をお知らせしています。今回は平成18年4月1日から平成18年9月30日までの次の内容の一部を公表します。

- ◎収入と支出の概況 ◎皆さんにご負担いただいた金額
- ◎財産と公債、一時借入金の現在高 ◎その他財政に関する事項（詳しい内容は、村のホームページにも掲載しています）

■問い合わせ 財務課（内線386）

○収入・支出の概況※予算額は前年度からの繰越事業費分を含む

歳入	予算額	今期収入額	総収入額	総収入率	内容
村税	41億5,418万6千円	23億1,375万8千円	23億1,375万8千円	55.7%	住民税や固定資産税など
村債	11億4,570万円	0円	0円	0.0%	村が国や銀行などから借り入れるお金
地方交付税	30億1,116万5千円	21億1,400万6千円	21億1,400万6千円	69.8%	村の財政力に応じて国から交付されるお金
国庫支出金	14億4,249万9千円	2億4,460万円	2億4,460万円	17.4%	事業に対する国からの負担金や補助金
県支出金	7億5,351万円	8,545万6千円	8,545万6千円	11.3%	事業に対する県からの負担金や補助金
繰入金	4億1,545万1千円	0円	0円	0.0%	積立金の取り崩し
その他	25億2,146万7千円	12億7,492万6千円	12億7,492万6千円	50.6%	使用料・手数料など
合計	134億5,727万8千円	60億2,014万6千円	60億2,014万6千円	44.9%	

歳出	予算額	今期執行額	総執行額	執行率	内容
議会費	1億6,718万5千円	8,590万1千円	8,590万1千円	51.4%	議会に要する費用
総務費	13億9,741万9千円	5億8,505万8千円	5億8,505万8千円	41.9%	一般事務経費や財産管理、積立金
民生費	36億5,542万7千円	14億8,475万1千円	14億8,475万1千円	40.6%	高齢者福祉や保育園などの経費
衛生費	13億2,818万7千円	5億4,090万7千円	5億4,090万7千円	40.7%	各種検診やごみ処理などの経費
労働費	4,747万3千円	3,736万6千円	3,736万6千円	78.7%	滝沢勤労青少年ホームなどの経費
農林水産業費	3億400万円	1億2,293万4千円	1億2,293万4千円	40.4%	農林業の振興と農道や林道整備の経費
商工費	2億865万9千円	1億2,944万8千円	1億2,944万8千円	62.0%	商工業や観光に要する経費
土木費	14億4,487万5千円	5億1,570万8千円	5億1,570万8千円	35.7%	道路整備や区画整理、公園整備などの経費
消防費	5億3,649万1千円	2億6,633万1千円	2億6,633万1千円	49.6%	消防や救急活動の経費
教育費	17億5,700万4千円	5億6,113万2千円	5億6,113万2千円	31.9%	小・中学校の整備や学校教育、社会教育を行う経費
公債費	19億1,410万1千円	6億2,989万4千円	6億2,989万4千円	32.9%	借入金の返済金
その他	6億4,490万7千円	601万4千円	601万4千円	0.9%	
合計	134億5,727万8千円	49億6,544万4千円	49億6,544万4千円	37.0%	

○皆さんにご負担いただいた金額

税金	予算額	今期収入額	総収入額	取納率	内容
村民税	18億3,096万7千円	8億8,938万9千円	8億8,938万9千円	48.6%	個人、法人
固定資産税	19億1,691万1千円	11億9,620万6千円	11億9,620万6千円	62.4%	家屋や土地、償却資産
軽自動車税	8,504万1千円	8,044万1千円	8,044万1千円	94.6%	軽自動車

施設使用料	主な施設名	予算額	今期収入額	年間収入額	収入率(対予算)
総務	北部、柳沢地区コミュニティセンター 滝沢ふるさと交流館	328万6千円	226万円	226万円	68.8%
民生	老人福祉センター、 相の沢温泉「お山の湯」	1,362万1千円	1,358万8千円	1,358万8千円	99.8%
労働	滝沢勤労青少年ホーム	106万1千円	44万9千円	44万9千円	42.3%
農林水産	多目的研修センター、相の沢牧野	1,184万円	423万1千円	423万1千円	35.7%
土木	村営住宅、総合公園体育館など	1,430万4千円	668万2千円	668万2千円	46.7%
教育	公民館、埋蔵文化財センターなど	991万3千円	435万6千円	435万6千円	43.9%
合計		5,402万5千円	3,156万6千円	3,156万6千円	58.4%

	予算額	今期収入額	総収入額	収入率	内容
手数料	5,539万5千円	2,560万6千円	2,560万6千円	46.2%	印鑑証明や廃棄物処理、狂犬病予防など

○村が国や銀行などから借り入れしているお金

平成17年度後期末の残高	178億8,046万9千円	村が国や銀行などから借り入れしているお金の額
平成18年度前期に償還した額	7億3,291万5千円	
平成18年度前期の借入した額	0円	
平成18年度前期の公債残高	171億4,755万4千円	

■収入と支出の概況

一般会計の予算措置

①平成18年度当初予算（平成18年3月22日可決）

平成18年度の一般会計の当初予算額は125億9千万円で、対前年比1.3%減、1億7千万円の減となっています。

②5月補正の主な内容（平成18年5月16日可決） 総額 906万2千円

○歳入

財政調整基金繰入金 906万2千円

○歳出

滝沢相の沢温泉入浴施設ボイラー設置事業 906万2千円

③6月補正の主な内容（平成18年6月23日可決） 総額 1億8,968万2千円

○歳入

固定資産税 5,381万3千円

次世代育成支援対策施設整備交付金 6,709万8千円

財政調整基金繰入 7,838万9千円

個性と活力に満ちた雪国創造事業費補助金 500万円

○歳出

村道除排雪事業 1,697万6千円

凍上災害復旧事業 6,704万2千円

庁舎等維持管理費 1,428万4千円

学校安全体制整備推進事業 77万6千円

耐震診断事業 1,869万円

○歳入

④9月補正の主な内容（平成18年9月26日可決） 総額 960万1千円

○歳入

個人村民税 △8,121万6千円

地方交付税 5,582万円

財政調整基金繰入 7,026万円

○歳出

居宅生活支援費支給事業 2,208万9千円

介護給付費支給事業 1,851万9千円

学校給食センター管理費 1,319万4千円

⑤9月補正（追加）の主な内容（平成18年9月26日可決） 総額 5億8,012万円

○歳入

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 3億6,893万1千円

災害復旧事業債 1億8,410万円

○歳出

凍上災害復旧事業 5億5,144万9千円

不用品あっせんコーナー

《提供します》

○自転車（男の子用、16インチ） 1台
◎このコーナーは、家庭で不用となった物品を必要とする方に無償で提供することにより、物を大事に使うことの意識の向上、ごみの減量化、資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

【対象物品】衣類、家電製品など、その他（破損などがなく、十分使用に耐えうるものであること）

【除外品】ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

■問い合わせ 環境課（内線 276）

チャグチャグ馬コの初詣で 行進を見学しませんか

チャグチャグ馬コが来年の元日に、無病息災と家内安全、交通安全、五穀豊穡を願うため、鬼越着前神社にて初詣で行進を行います。滝沢の新たな冬の風物詩として定着してきたこの初詣でを、ぜひご覧ください。

■主催

鬼越着前神社、チャグチャグ馬コ同好会

■期 日 平成 19 年 1 月 1 日（月）

■時 間 午前 10 時～午前 11 時半

■場 所 鬼越着前神社境内など

■内容

・境内前の道路でのミニパレード

・記念撮影など

■頭 数 約 10 頭

■問い合わせ 商工観光課（内線 263）

労働者・事業主の皆さんへ

職場のトラブル解決のお手伝い

岩手労働局では事業主と労働者との間の職場でトラブル（解雇、労働条件切り下げ、セクハラなど）を抱えている皆さんのために、必要によりその間に入り円満解決を図るなど、無料の相談窓口を開設しています。

■問い合わせ

岩手労働局総務部企画室（☎ 604 - 3002）、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク

毎月第3月曜日は 創業相談日

国民生活金融公庫では予約制による創業・第二創業相談を開催しています。新規創業、創業して間もない、また経営多角化や事業転換などの第二創業を考えている人など、お気軽にご相談ください。

■相談日 毎月第3水曜日（祝日を除く）

■時 間 午後2時～午後7時

■予約・問い合わせ

国民生活金融公庫盛岡支店（☎ 623 - 4376、F A X 625 - 1572）

国民健康保険一口メモ

国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

次のような理由などで国保税を未納にしていますか？

○忘れていて納めていない

「つい、うっかり」国保税を納め忘れてしまうことがないように、簡単便利な口座振替をお勧めします。口座振替を希望する金融機関でお手続きください。

○国保税がたまってしまっていて払にくい

そのままにせず、まずは収納課にご相談ください。納付方法（分割納付など）について相談に応じます。

○めったに病院に行かないから

国保は加入者の皆さんでお金を出し合い、医療費にあてる「助け合い」の制度です。加入者には国保税を納める義務があります。一人でも納めない人がいると他の人との公平性を欠くこととなりますので、このような理由は認められません。

○職場の保険証を抜けたが、病気をしても全額自分で払うので、国保には加入しない

病気がけがはある日突然やってくるものです。いつ重病にかり高額な医療費がかかるか分かりません。また健康保険は必ずどれか一つに加入することとなっていますので、職場の健康保険を抜けた場合（※）には国保に加入する手続きを

してください。

※任意継続をしたり、ご家族などの健康保険に被扶養者として認定されたりした場合を除きます。

特別な理由もなく国保税を滞納していると・・・

特別な理由もなく国保税を滞納し、納税相談にも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置をとることがあります。

・保険給付（高額療養費、療養費、出産育児一時金など）が差し止めになる場合があります。

・短期の保険証が交付になります。有効期限が通常よりも短い期間になります。

・保険証を返してもらう場合があります。保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付になることがあります。資格証明書になると、医療費は全額自己負担となるばかりでなく、保険給付が受けられなくなる場合があります。

このようなことにならないよう、国保税は納期を守って納めましょう。

■問い合わせ

保険年金課（内線 128、129）

国民年金 の コーナー

年金を増やせる 付加年金

第1号被保険者や任意加入被保険者が定額保険料（月額13,860円）に付加保険料（月額400円）を加えて納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

65歳から受給した場合の付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」で算定されます。例えば付加保険料を10年間納付した場合、納付した付加保険料は48,000円（400円×120月）となり、1年間に受給する付加年金額は24,000円（200円×120月）となります。

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になりますが、終身年金ですのでその後も老齢基礎年金と合わせて受給することができます。

【注意】

① 付加年金は定額のため、物価の変動による増額や減額はありません。

② 国民年金基金に加入している人は、付加年金に加入することはできません。

③ 付加年金は任意加入ですので、お申し込みしたときからの加入となります。

国民年金相談会を開催します

■期日・会場

・12月22日（金）

村役場2階大会議室

・12月27日（水）

村勤労青少年ホーム集会室

■時 間 午前10時～午後4時半

■相談員 盛岡社会保険事務所職員ほか

年金の加入手続きや保険料の納付相談、裁定請求相談などのほかに、ご自分の年金の加入記録や納付状況などを確認することもできます。この機会にどうぞご利用ください。

なおご来場の際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものをご持参願います。

■問い合わせ 保険年金課（内線 148）